第二十一条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3　この条の規定の適用上、

(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章　紛争解決

第二十二条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても解決されなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によって構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であってもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3　2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4　仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5　各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十三条　一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の投資紛争の解決

1　一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の投資紛争（以下「投資紛争」という。）は、可能な限り、当該投資家と当該他方の締約国との間の友好的な協議によって解決する。

2　一方の締約国の投資家が他方の締約国に対して書面による協議の要請を行った日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、当該投資家は、次の(a)及び(b)に規定する事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託することができる。

(a)　当該他方の締約国が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(b)　(a)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該投資家が被ったこと。

3　一方の締約国の投資家は、他方の締約国に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　各請求について、違反があったとされる前章の条項その他関連する条項

(c)　各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d)　当該投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4　締約国の投資家は、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　投資紛争の両当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5　この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a)　締約国の投資家による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ条約第三十六条1に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(b)　締約国の投資家による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ追加的制度規則付表Ｃ第二条に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(c)　一方の締約国の投資家による仲裁に関する通知であって、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定するものを、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに他方の締約国が受領した時

(d)　4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、一方の締約国の投資家による当該仲裁に関する通知を他方の締約国が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

6　(a)及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下「仲裁の通知」という。

7　各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への締約国の投資家による請求の付託は、当該投資家が、2の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8　この条の規定による仲裁への一方の締約国の投資家による請求の付託は、次の(a)及び(b)に規定する条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a)　当該投資家が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(b)　当該投資家が、他方の締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9　8(b)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。